# 【事案Ⅲ-7】自然災害共済金請求

· 2019 年 11 月 13 日 裁定終了

## <事案の概要>

申立人は、2018年に発生・襲来した台風 20 号および同 21 号により建物が損壊した として、自然災害共済金の支払を請求したが、被申立人は、その一部についてのみ認 めることができるにすぎないとしたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

## <申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、2018年の台風 20号および同 21号により、申立人所有の建物につき生じた損害額を 183万7,840円(当初請求 142万9,600円、追加請求 40万8,240円)として、約款・事業規約に従い、共済金を支払え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

- (1) 台風 21 号は近年にない超大型台風で、本件建物においては暴風が家を持ち上げ、 和風家屋特有の換気構造の隙間を拡げ、その隙間から高圧洗浄ノズルで無理やり雨 を流し込んだような状態から損害が生じた。
- (2) 本件損害(当初請求および追加請求)の明細は、業者作成の見積書のとおりである。

#### く共済団体の主張>

- 1. 申立ての趣旨に対する答弁 申立人の請求は認められない、とする判断を求める。
- 2. 申立ての理由に対する答弁
- (1)調査員が実施した調査の結果によれば、本件損害額中、当初請求に係る部分は39万5,712円に止まる。追加請求は24万9,000円を損害額と認める。
- (2) 申立人は、暴風雨が家を持ち上げ、隙間を作ってその隙間から水濡れを招いたと 主張するが、そうであれば、屋根が飛ぶか外壁が割れるものと思われるが、そのよ うな痕跡は確認できない。

### <裁定の概要>

「2018 年の台風 20 号および同 21 号により、申立人所有の建物につき生じた損害額は、64万4,712円であり、その余の請求は認められない」と裁定し、裁定手続を終了した。

1. 申立人が主張する損害額 183 万 7,840 円に係る立証責任は、申立人が負担するもの

である。申立人が提出した証拠資料は、当初請求および追加請求を通じて、見積書であることを示す表題の下に、修理を要するとする箇所についての工事の最低限の仕様、単価、金額等が簡単に記載されたものに過ぎず、損害額を認定するには到底足りない資料と言うべきである。

2. 申立人は、強風によって建物が、持ち上げられ、それにより発生した隙間から高圧 洗浄ノズルで雨が流し込まれたような状態となったため、建物内に発生した漏水は風 災事故に当たるという趣旨を強く主張するが、建物の躯体(柱・梁等)は専用の金物 や釘、あるいは継手を用いて相互を固定しており、これらが仮に強風によって持ち上 げられた場合、固定部分が引き抜けることになる。そして、引き抜けた金物や釘は、 風が止んだからといって再び木材に差し込まれることはなく、発生した隙間や歪みが 僅かでも生じれば、窓やドア等の建具は著しく開閉に支障を来すはずである。本件に おいては、上記のような隙間・歪み・建て付け不良の状態が残存していることはおよ そ認められず、また、瓦の飛散や雨樋の脱落も見受けられないことから、申立人の主 張するような状況が発生していたものとは認めることができない。